



三重県公報

令和2年1月14日(火)

第 71 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
10	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
11	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	2
海 調 委 告 示			
1	三重海区におけるとらふぐ産卵親魚についての指示	(海区漁業調整委員会)	2
公 告			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	3
	換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	4
	同件	(同)	4

告 示

三重県告示第 10 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 1 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470703683	ヘルパーステーションあおい	松阪市嬉野権現前町 802 番地 1	合同会社葵	令和 2 年 1 月 1 日	訪問介護
2472901772	リハビリ強化型デイサービス スタジオささゆり	志摩市磯部町恵利原 126 番地 16	株式会社フロンティアの介護	令和 2 年 1 月 1 日	通所介護

三重県告示第 11 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 1 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種類別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
薬局	矢の五薬局 希中央店	名張市希中央 5 番町 19	令和元年 12 月 1 日
病院・診療所	トータルサポートクリニック長島	桑名市長島町西外面 2012-3 加藤ビル 2 階	令和 2 年 1 月 1 日
薬局	なつめ薬局	津市東丸之内 16-3	令和 2 年 1 月 1 日
薬局	けいと薬局	鈴鹿市神戸 1 丁目 8-7	令和 2 年 1 月 1 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 1 号

三重海区におけるとらふぐ産卵親魚の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 2 年 1 月 14 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 採捕制限

次に掲げる点 A、B、C、D、A を順次結んだ線によって囲まれた区域において、3 月 15 日から 5 月 15 日まで、とらふぐを採捕してはなりません。

ただし、試験研究又は増殖用種苗供給のための採捕についてはこの限りではありません。

点 A 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 56 分 49 秒

点 B 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 C 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 D 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 55 分 49 秒

（経緯度数値については世界測地系によります。）

2 指示の有効期間

令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 1 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

四日市南部土地改良区（四日市市山田町 2112 番地 3）

退任理事

四日市市山田町 2400 番地 1
 " " 2247 番地
 " " 2335 番地
 " " 1260 番地
 " " 2028 番地
 " " 4405 番地 3
 " " 2166 番地 1
 " " 2859 番地
 " 小林町 3026 番地 26
 " " 3018 番地 8

矢 田 昌 之
 伊 藤 義 孝
 矢 田 紀
 矢 田 一 生
 竹 内 正 則
 伊 藤 忠 夫
 大 川 久 隆
 伊 藤 進 哉
 石 原 雄 治
 村 上 久 夫

退任監事

四日市市山田町 2191 番地
 " 小山町 1875 番地

須 藤 克 明
 豊 住 行 治

就任理事

四日市市山田町 2400 番地 1
 " " 2203 番地 1
 " " 2286 番地
 " " 1260 番地
 " " 2028 番地
 " " 4405 番地 3
 " " 2166 番地 1
 " " 2911 番地 3
 " 小林町 3026 番地 26
 " " 3018 番地 8

矢 田 昌 之
 伊 藤 弘 人
 竹 内 孝 憲
 矢 田 一 生
 竹 内 正 則
 伊 藤 忠 夫
 大 川 久 隆
 森 美 朝
 石 原 雄 治
 村 上 久 夫

就任監事

四日市市山田町 2292 番地
 " 小山町 1875 番地

矢 田 義 秀
 豊 住 行 治

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）稲生地区の換地計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 89 条の 2 第 4 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 2 年 1 月 14 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年1月15日から同年2月12日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年1月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 12月19日	員弁郡東員町大字山田字出口 804-1 ほか2筆	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
令和元年 12月19日	松阪市嬉野小村町字野町 180-2	松阪市町平尾町 778-1 セレーノ II 205 山本 一 宏
令和元年 12月23日	松阪市川井町字小望 155-1 ほか2筆	松阪市川井町 555-1 アシスト株式会社 代表取締役 太田 優
令和元年 12月23日	松阪市小阿坂町字下山見 117-7	松阪市小阿坂町 116 水本 有 人
令和元年 12月23日	松阪市久保田町字南沖 33-3 ほか3筆	四日市市久保田1丁目 5-41 株式会社名酒コンサルタント 代表取締役 牧野昌良
令和元年 12月24日	名張市滝之原字坂ノ脇 3528-8 の一部ほか9筆	大阪府大阪市中央区上本町西 5 丁目 1-35 タ ワーザ上町台 804 号 恒徳化成工業株式会社 代表取締役 森山勝弘

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和2年1月14日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 12月24日	三重郡菰野町大字竹成字西之脇 4033 ほか6筆	大阪府東大阪市高井田 11-74 株式会社フセラシ 代表取締役 嶋田 守

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
